

県民意見の募集について

<p>計画等の案の名称</p>	<p>基準不適合土砂等の盛土等の措置に関する要綱案の概要</p>
<p>意見募集の趣旨</p>	<p>県では、静岡県盛土等の規制に関する条例の制定を目指し、条例案を取りまとめたところです。</p> <p>条例では、盛土等が行われる土地における環境汚染の拡散防止を目的として、新たに盛土等に用いられる土砂等が満たすべき環境上の基準（土砂基準）を定め（条例第7条）、土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等を行ってはいけないことを規定しています。（条例第8条）</p> <p>ただし、法令により認められた処理施設で行われる盛土等のほか、盛土等に使用する土砂等が、自然由来の基準不適合土砂等である場合は、同一事業区域内で採取された土砂等のみを用いてその事業区域内に限って行われる盛土等で、かつ、土壌汚染対策法の基準等に従って基準不適合土砂等の影響を周囲に拡散させない措置（生活環境保全措置）を適切に実施するものであれば、本条例の規定の趣旨に反しないと考えることから、適用除外の規定を設けています。（条例第8条第1項ただし書及び第3号）</p> <p>本要綱は、適用除外の条件となる生活環境保全措置及び当該措置を知事が適切と認める基準について、その具体的内容を定めるものです。</p> <p>本要綱の策定にあたり、県民の皆様のご意見を募集します。</p>
<p>意見の提出期間</p>	<p>令和4年2月25日(金)～令和4年3月17日(木)</p> <p>(郵送の場合は、当日消印有効)</p>
<p>意見の提出方法</p>	<p>郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（書式自由）を提出してください。</p> <p>なお、御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
<p>意見の提出先</p>	<p>1 郵送の場合 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6（県庁西館6階） 静岡県くらし・環境部環境局生活環境課</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-3665</p> <p>3 電子メールの場合 seikan@pref.shizuoka.lg.jp</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>静岡県くらし・環境部環境局生活環境課 電話番号 054-221-2253</p>
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、個別には回答いたしませんので御了承ください。</li> <li>電話での御意見は御遠慮ください。必ず上記「意見の提出方法」によっていただきますようお願いいたします。</li> </ul>